

ID: 43

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	長門市使用料徴収条例 第4条		
例規番号	平成17年条例第63号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第4条 次の各号のいずれかに該当するものは使用料を減額し、又はこれを徴収しないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法令の規定により無料の取り扱いをするもの (2) 国、他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に使用するため申請があったもの (3) 市長が特に公益上使用料を減額し、又は徴しないことが適当であると認めたもの (4) 公費の救助を受けるもの (5) 市長において使用料納付の資力がないと認めたもの <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考	各課共通		
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日